

2025年6月

お客さま各位

新潟信用金庫

当座勘定規定の改正について

平素より新潟信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、2025年7月1日からの当座預金払戻請求書の使用開始に伴い当座預金勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定する規定
当座勘定規定

2. 適用開始日
2025年7月1日（火）

3. 主な改正事項
「2026年度末までの手形・小切手の利用廃止に向けた取り組み」として手形・小切手以外の支払取引のための当座預金払戻請求書を使用開始いたします。また、この取扱い等について改正いたします。

4. 新旧対照表

当座勘定規定（一般用）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または<u>当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>（3）前項の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことができません。</p> <p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前二項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>（4）手形用紙、小切手用紙または<u>払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>（3）新設</p> <p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）同左</p> <p>（3）同左</p> <p>（4）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

改定後	改定前
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) <u>引き落とし</u>の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時30分までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時30分以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条（支払の選択）</p> <p>同日に<u>数件</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>第11条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

以 上